

財産の取得について
村岡公民館等再整備用地を次のとおり取得する。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

- 1 取得する財産
藤沢市村岡東一丁目5番12ほか1筆
5,575.85平方メートル
- 2 契約の相手方
藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市土地開発公社
理事長 奈良 文 彦
- 3 取得価格
815,207,959円
- 4 取得時期
2023年（令和5年）1月4日

提案理由

村岡公民館等再整備を行うため、財産の取得をしたいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提出する。

参 考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋
(財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売渡し(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売渡しとする。